

## 静岡市新型コロナウイルス感染症対策奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、市内の飲食店における新型コロナウイルス感染症の更なる拡大を防止し、安全で安心な生活環境の確保を図るため、当該感染症の感染拡大防止対策を継続的に講じた飲食店に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する飲食店を営む者で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 令和3年9月30日までにふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度実施要綱（静岡県令和3年5月19日施行。以下「県認証要綱」という。）第4の規定による申請をし、第5条の規定による交付の申請の時までに県認証要綱第5の2の規定による認証を受けていること。
- (2) 県認証要綱第3に規定する認証基準を維持し、継続した感染拡大防止対策に努めていること。
- (3) 次のいずれかにも該当しないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、県認証要綱第6の1の認証施設（以下「認証施設」という。）1箇所当たり5万円とする。

(交付回数)

第4条 一の交付対象者からの申請に対する奨励金の交付は、1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付の申請をしようとする者は、令和3年11月30日までに新型コロナウイルス感染症対策奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 振込先口座が確認できる書類
- (3) 県認証要綱第5の3に規定する認証書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(奨励金の交付等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、奨励金の交付を決定し、及び確定したときは、申請者に対してその旨を通知するとともに、奨励金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）の認証施設の名称を、本市のホームページに掲載するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、奨励金について交付しないことを決定したときは、その旨を新型コロナウイルス感染症対策奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(交付の決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 第2条各号の要件に該当しないことが判明したとき。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて交付した奨励金を利息を付して返還させるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年12月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月22日から施行する。



様式第2号（第5条関係）

誓約書

私は、静岡市新型コロナウイルス感染症対策奨励金の交付を申請するに当たり、次の内容について、誓約します。

- 1 この申請に関し、全ての申請要件を満たしています。もし、虚偽が判明した場合、奨励金を利息を付して返還します。また、この返還等により当方に不利益を被ることとなっても一切申し立てません。
- 2 今後の営業の継続の意思を有し申請するものです。
- 3 静岡市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 店舗名（屋号）、店舗の所在地の公表に応じます。
- 5 奨励金の支払については、口座振替により受領することを希望します。
- 6 ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度の申請内容等について、静岡市から静岡県に対し、店舗名、店舗所在地、代表者名等、個人を特定する内容について照会することに同意します。
- 7 次に掲げるものに該当していません。
  - (1) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
  - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
  - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
  - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所	〔 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名 〕
氏名	

電話番号

様式第3号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

新型コロナウイルス感染症対策奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった奨励金については、静岡市新型コロナウイルス感染症対策奨励金交付要綱第6条第3項の規定により交付をしないことを決定しましたので、通知します。

不交付の理由